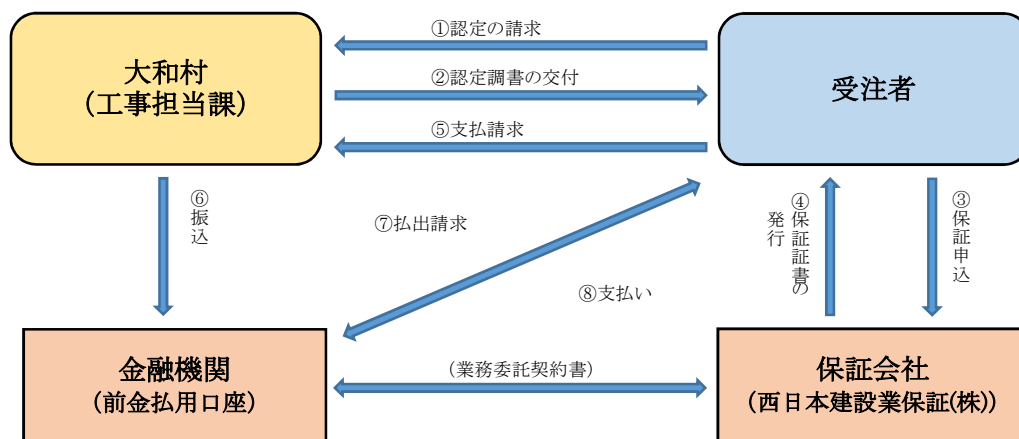


## ○中間前金払と部分払の選択について

大和村では、建設業における資金調達の円滑化を支援するため、令和4年4月より中間前金払制度を導入いたしました。(契約金額300万円以上の建設工事では、契約締結時に「中間前金払」と「部分払」どちらかを選択することとなります)

	中間前金払	部分払
金額	契約金額の20%以内 (1万円未満の端数は切り捨て)	出来高の90%以内 (1万円未満の端数は切り捨て)
出来高検査	不要(書類審査)	必要(出来高検査を実施)
支払条件	①契約締結時に「中間前金払」を選択していること。 ②既に前金払の支払を受けていること。 ③工期の2分の1を経過していること。 ④工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 ⑤既に行われた作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。	①契約締結時に「部分払」を選択していること。 ②出来高の割合が10分の3以上(既に前金払の支払を受けている場合には10分の4以上)であること。 ③工期中、2回の支払を限度とする。

## ○中間前金払の手続きの流れ



### ①認定の請求

受注者は「中間前金払認定請求書(様式2)」を大和村に提出し、中間前金払の認定を請求します。

### ②認定調書の交付

大和村は、認定請求に基づき要件を満たしているか調査を行います。満たしている場合は、受注者に対して「中間前金払認定調書(様式3)」を交付します。

### ③保証申込

受注者は保証会社に対して、認定調書を添えて中間前金払の保証を申し込みます。

### ④保証書の発行

受注者に対して、保証会社から保証証書が発行されます。

### ⑤支払請求

受注者は「公共工事請負金前金払申請書(中間前金払)(様式4)」、「請求書」及び保証証書を大和村に提出し、支払を請求します。

### ⑥振込

大和村は、受注者指定の金融機関(前金払口座)に振り込みます。

### ⑦・⑧払出請求・支払

受注者は、金融機関へ払い出しを請求し、支払が行われます。